

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会  
役員の報酬・退職金に関する細則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会（以下、「この法人」という）定款第30条（報酬等）の規定に基づき、この法人の役員の報酬及び退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(無報酬)

第2条 この法人の理事及び監事は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附記

- 1 本細則の変更は理事会において行う。
- 2 本細則は2025年1月21日から施行する。